

～令和5年度～

# 北区（北区医師会）

## 【お知らせ】

### ●特定健康診査について

- ◎ 実施期間 令和5年6月1日～令和6年1月31日
- ◎ 実施機関窓口へ持参するもの
  - ・ 特定健康診査受診券
  - ・ 被保険者証
- ◎ 住民の方以外の受診の可否 区民（住民登録がある）以外の方も受診可能です。
- ◎ 注意していただきたい事項（特記事項）

・ 受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。

#### 【北区民（住民登録がある）の方へのお知らせ】

追加健診を受診の際は、保険者が発行する特定健康診査受診券の他に北区発行の追加健診券が別途必要になります。

お申し込みについては、**北区健康推進課コールセンター（03-3908-9034）**にお問い合わせください。

- ◎ 特定保健指導の利用の可否 特定保健指導は実施していません。